「指定居宅介護支援」重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を 説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「池田市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 30 年条例第 7 号)」第8条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいこ とを説明するものです。

1. 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名•代表者名	株式会社ワイズトライン 代表取締役 山﨑貴峰
本社所在地	大阪府池田市石橋二丁目 14番 11号
法人設立年月日	平成26年7月18日

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について (1) 事業所の所在地等

事業所名	やわらケアサポート
介護保険指定事業所番号	2772502379
事業所所在地	大阪府池田市石橋二丁目 14番 11号
連絡先•相談担当者名	電話:072-760-4305 FAX:072-760-4301 山﨑貴峰
サービス提供地域	池田市・箕面市・豊中市・川西市

(2) 事業の目的及び運営の方針

※上記以外の地域に対する訪問は要相談

事業の目的	要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。	
運営方針	事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。	

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

	, <u> </u>	
営業日	月曜日~金曜日 ※定休:日曜日・祝日・12月29日~1月3日まで	
営業時間	午前9:00~午後5:00	

(4) 事業所の職員体制

管理者 山﨑貴峰

職	職務内容	人員数
管理者	① 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ② 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤1名
居宅介護支援専門員	① 居宅介護支援業務を行います。	常勤 1 名以上
事務職員	① 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	なし

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成				
②居宅サービス事業者との連絡調整	別紙に掲げる			
③サービス実施状況把握、評価	「居宅介護支	左の①~⑦の内容は、居宅 介護支援の一連業務とし		介護保険適用となる場合には、利 用料を支払う必要がありません。
④利用者状況の把握	方法等について、	て、介護保険の対象となる ものです。	下表のとおり	(全額介護保険により負担され)ます。)
⑤給付管理	さい。	607 C 9 °		A 9 0 7
⑥要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3~5
介護支援専門員1人に当りの利用者の数が40人未満の場合	居宅介護支援費 I 11,772 円 (1,086	居宅介護支援費 I 15,295 円 (1,411 11)
11 40人以上の場合において、40以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,896 円 64戦	居宅介護支援費Ⅱ 7,631円 704靿
11 40人以上の場合の場合において、60以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,533 円 ∞	居宅介護支援費Ⅲ 4,574 円 422 轍

※当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の50/100となりま

す。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。 ※特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より2,000 円を減額することとなります。

※40 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定し ます。

	加 算	加算額	算定回数等
	初回加算	3,252円/回 300靴/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算(Ⅰ) 入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,710円/月 250靴/月 2,168円/月 200靴/月	入院した日のうちに病院等の職員に必要な情報提供をした場合 入院した日の翌日又は翌々日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合
	退院•退所加算(Ⅰ)イ 退院•退所加算(Ⅰ)口 退院•退所加算(Ⅱ)イ 退院•退所加算(Ⅱ)口 退院•退所加算(Ⅲ)	4,878円/回 450粒/回 6,504円/回 600粒/回 6,504円/回 600粒/回 8,130円/回 750粒/回 9,756円/回 900粒/回	退院等に当たって、病院等の職員と面談を行い必要な情報の提供を受けた上で、 居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (I)イ連携1回 (I)ロ連携1回(カンファレンス参加による) (II)イ連携2回以上 (II)ロ連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (II) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
要介護度による区分なし	通院時情報連携加算	542円 50 鞡	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合 利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する
よる区	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,252円 300 軸	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利 用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合
分なし	看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	3,252円 300 軸	看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、 利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,168円/回 200戦/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を 訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行っ た場合(一月に2回を限度)
	ターミナルケアマネジメント加算	4,336円/回 400粒/回	在宅で死亡した末期の悪性腫瘍の利用者に対し、24時間連絡体制等を整備し、 その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上、利用者の居宅を訪問し、その心 身の状況等を記録、主治医や居宅サービス事業者に提供した場合
	特定事業所加算(Ⅰ) 特定事業所加算(Ⅱ) 特定事業所加算(Ⅲ) 特定事業所加算(A)	5,625円 519粒 4,563円 421粒 3,501円 323粒 1,235円 (114粒	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合(一月につき)

3. 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾 を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

4. 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期 間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2)利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。ま た、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な 援助を行うものとします。
- (3) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

5. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1)虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

山﨑貴峰

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3)苦情解決体制を整備しています。
- (4)従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

内容とします。

- (5)介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用 者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

利用者及びその家族に関する 秘密の保持について

- 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の

事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記 録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を 防止するものとします。

事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結 情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必 要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担と なります。)

7. 事故発生時の対応方法

個人情報の保護について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。なお、 事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名・保険名・補償の概要

東京海上日動火災保険株式会社・訪問看護事業者賠償責任保険・賠償責任補償

8. 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提 示します。

9. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。

(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

10. 衛生管理等

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

(4)介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

11. 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

- (1)担当介護支援専門員 山﨑 貴峰 (連絡先:072-760-4305)
- (2) 提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険適用の有無	利用料(月額)	利用者負担(月額)	
0	円	O 円	

※この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

12. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

ら事実関係の特定を慎重に行います。把握した状況の検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じて 関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 居宅介護支援に関する相談、苦情窓口

事業所の窓口	072-760-4305 山﨑貴峰
受付日及び受付時間	月曜日~金曜日 午前9:00~午後5:00
市町村の窓口	池田市:介護保険課 072-754-6228 豊中市:介護保険サービス苦情調整委員会 月・水・金 8:45~17:15 06-6858-2815 介護相談課 06-6858-2833~5 箕面市:箕面市総合保健福祉センター総合相談窓口 072-727-9500 川西市:介護保険課 072-740-1149
公的団体の窓口	大阪府国民健康保険団体連合会 06-6949-5418

上記内容について、「大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条 例」(平成26年大阪府条例第136号)の第8条の規定に基づき利用者に説明を行いました。

重要事項説明年月日 令和 年 月

> 大阪府池田市石橋二丁目 14番 11号 〈事業者〉 所在地

> > 事業者名 株式会社ワイズトライン 代表取締役 山﨑 貴峰 代表者名 やわらケアサポート 事業所名 管理者 山﨑 貴峰 説明者氏名

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

〈利用者〉

〈□代理人/□代筆者〉 住 所

氏 名

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1. 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2. 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、 専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて 利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案 の再作成を依頼することができます。

3. サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院 または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4. 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5. 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

- 6. 要介護認定等の協力について
 - ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
 - ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。
- 7. 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

- 8. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、以下のとおりです。
 - ① 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	通所介護	地域密着型通所介護	福祉用具貸与
33. 3%	35. 1%	21. 4%	73.8%

② 前6ヵ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業所によって提供されたものの割合

【訪問介護】

ケアサービスなごみ	水月ヘルパーステーション	巽病院介護老人保健施設ホームケアステーション			
21. 4%	20. 6%	15. 0%			
【通所介護】					
松竹デイサービス	ニチイケアセンター夫婦池	巽病院リハ特化型デイサービス			
24. 0%	19. 5%	15.0%			
【地域密着型通所介護】	【地域密着型通所介護】				
デイサービスエベッサ神田	リハビリデイゆい いしばし	デイサービスオレンジ池田			
35. 8%	18. 5%	13.5%			
【福祉用具貸与】					
フランスベッドメディカル大阪池田営業所	タカジョウメディカル池田営業所	ニック 淀川営業所			
33. 3%	21. 1	8. 2%			

③ 判定期間

令和6年9月1日から令和7年2月28日まで